

札幌市職員の退職管理に関する要綱

平成28年1月18日市長決裁

最近改正 令和5年1月27日

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 再就職者による不正な依頼等に関する届出（第3条）

第3章 管理職経験職員の指定団体への再就職に関する規制（第4条－第9条）

第4章 雑則（第10条・第11条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の6第1項の規定に基づき、札幌市職員の退職管理に関する条例（平成27年条例第48号。以下「条例」という。）、札幌市職員の退職管理に関する規則（平成27年人事委員会規則第12号）等に定めるもののほか、本市における退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 法第38条の2第1項に規定する職員
- (2) 再就職者 法第38条の2第1項に規定する再就職者
- (3) 管理職経験職員 本市の課長職以上の職又は札幌市立学校設置条例（昭和39年条例第6号）第1条に掲げる学校の校長（幼稚園の園長を含む。）の職を経験した職員
- (4) 指定団体 札幌市出資団体の指導調整事務実施要綱（昭和60年8月24日市長決裁）第2条第1項に規定する指定団体
- (5) 定年前再任用短時間勤務の職 法第22条の4第1項に規定す

る短時間勤務の職

(6) 管理監督職勤務上限年齢による降任等 法第28条の2第1項の規定による他の職への降任又は降給を伴う転任

(7) 管理監督職勤務上限年齢 札幌市職員の定年等に関する条例（昭和58年条例第27号）第7条に規定する管理監督職勤務上限年齢管理監督職勤務上限年齢制

第2章 再就職者による不正な依頼等に関する届出

第3条 職員は、再就職者から職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求され、又は依頼されたときは、再就職者不正行為依頼等届出書（様式1）により、速やかに、所属長を通じて職員部長にその旨を届け出なければならない。ただし、職員は、当該届出書を所属長を通じて提出することに支障があると認める場合は、直接職員部長に提出することができる。

2 前項の規定は、法第38条の2第7項の規定による人事委員会への届出がされた場合には適用しない。

第3章 管理職経験職員の指定団体への再就職に関する規制（再就職の手続）

第4条 指定団体から管理職経験職員について当該指定団体への再就職（報酬、給料その他これらに準ずるもの（賞与その他の手当を含み、交通費等の実費弁償に相当するものを除く。以下「報酬等」という。）の支払がある場合に限る。）に関する依頼があった場合は、当該指定団体が行う事務事業を所管する局等の長（教育長を含む。以下「所管局長」という。）は、当該指定団体に対し、情報提供依頼書（様式2）を提出するよう求めるものとする。

2 指定団体から情報提供依頼書の提出を受けた所管局長は、情報提供依頼通知書（様式3）により、当該指定団体への再就職に関する依頼があった旨、当該依頼に応じることの適否等を総務局長に通知するものとする。この場合において、当該依頼に応じることができないときは、その旨を当該指定団体にも通知するものとする。

3 前項の規定により指定団体からの依頼に応じることが適当である

旨の通知を受けた総務局長は、適任と認められる管理職経験職員（以下「適任者」という。）に対し、当該指定団体への再就職の希望の有無を確認するものとする。この場合において、適任者がいないとき又は全ての適任者が当該指定団体への再就職を希望しないときは、総務局長はその旨を所管局長に通知し、これを受けた所管局長は当該指定団体にその旨を通知するものとする。

- 4 前項の規定による確認を受けた適任者は、当該指定団体への再就職を希望する場合は、就職意向書（様式4）を総務局長に提出するものとする。
- 5 適任者から就職意向書の提出を受けた総務局長は当該適任者の氏名、所属等を所管局長に通知し、これを受けた所管局長は当該適任者の氏名、所属等を指定団体に通知するものとする。
- 6 適任者は、前各項に定める手続の終了後、指定団体と再就職に係る諸条件について協議を行うものとする。
- 7 適任者は、前項の協議等を経て当該指定団体への再就職者となる場合は、条例第3条の規定による再就職の届出を行わなければならない。
- 8 所管局長は、第3項後段に規定する場合において、本市の退職者で適任と認められるものがあると判断したときは、同項後段の規定にかかわらず、その者の同意を得て、その氏名等を当該指定団体に通知することができる。

（就労期間等の規制）

第5条 再就職者（管理職経験職員であった者であつて、当該指定団体から報酬等の支払を受ける者に限る。次項、第6条第4項及び第7条において同じ。）のうち指定団体の取締役、監査役、理事、監事その他の役員（以下「役員」という。）に就任した者は、2年（法令、定款等の規定により当該役員の任期が定められている場合は、当該任期。以下この項において同じ。）を超えて在任しないものとする。ただし、その者の在任期間中における経営実績等を考慮し適当と認められる場合は、その者が65歳に達する日の属する年度の末日（法

令、定款等の規定により当該役員の任期が定められている場合は、同日後最初に到来する役員の選任に係る評議員会、株主総会その他の会議等の終結の時)まで、2年ごとの在任を継続することができるものとする。

2 前項に定めるもののほか、指定団体への再就職者は、65歳に達する日の属する年度の末日を超えて、当該指定団体の地位(管理又は監督の地位ではない地位で、非常勤(1週間当たりの勤務時間が常時勤務における勤務時間の4分の3未満であるもの又は1年間の在職期間が6月以下であるものをいう。以下同じ。)又は臨時のものを除く。)に就かないものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定団体は、これらの規定により離職することとなる者(以下「離職予定者」という。)の離職後に引き続き当該離職予定者が行っていた業務を行う能力、意欲等を有する者が他に存在しないと認められる場合その他指定団体の業務の運営上やむを得ないと認められる場合は、総務局長と協議の上、当該離職予定者を当該協議により定める期間引き続き当該指定団体において就労させることができる。

4 前項の規定は、同項(この項の規定により準用する場合を含む。)の協議により定める期間の満了により離職することとなる者について準用する。

(報酬等及び退職金等の規制)

第6条 指定団体への再就職者のうち離職時の職(定年前再任用短時間勤務の職又は管理監督職勤務上限年齢による降任等をした後の職を離職した者にあつては、管理監督職勤務上限年齢に到達した日の属する年度の末日における職。次項において同じ。)が本市の部長職以上の職であった者が当該指定団体から支払を受ける報酬等の額は、別表に定める金額を超えないものとする。

2 指定団体への再就職者のうち離職時の職が本市の課長職又は札幌市立学校設置条例第1条に掲げる学校の校長(幼稚園の園長を含む。)の職であった者(次項において「指定団体に再就職した元課長等」

という。)が当該指定団体から支払を受ける報酬等の額は、年間おおむね580万円(非常勤の場合にあっては、年間おおむね290万円)を超えないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、指定団体に再就職した元課長等が当該指定団体の役員に就任した場合又は2以上の指定団体の地位に就いた場合において、その者が当該指定団体から支払を受ける報酬等の額については、その都度、総務局長と協議を行うものとする。

4 指定団体への再就職者は、当該指定団体から退職金、功労金その他これらに準ずるもの(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第73条第1項に規定する特定退職金共済団体が行う退職金共済事業により支払われるもの(当該再就職者に係る当該事業の掛金の額が最も低い額であった場合に限る。))を除く。)の支払を受けないものとする。

(兼職の規制)

第7条 再就職者のうち指定団体の常勤の役員に就任した者は、報酬等の支払を受けて他の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行わないものとする。

(協議等)

第8条 この章に定める事項に関し、指定団体においてその運営上、この要綱の規定により難い特別な事情がある場合は、本市と当該指定団体との協議の上、別に取り扱いを定めることができる。

(管理職経験職員以外の者及び非指定団体に関する取扱い)

第9条 指定団体は、職員であった者(管理職経験職員であった者を除く。)を雇用しようとする場合は、第5条から第7条までの規定の趣旨を考慮するよう努めるものとする。

2 指定団体以外の本市の出資団体は、職員であった者を雇用しようとする場合は、第5条から第7条までの規定の趣旨を考慮するよう努めるものとする。

第4章 雑則

(特別職に関する措置)

第10条 副市長、教育長、企業管理者その他総務局長が別に定める特別職の退職管理については、法第38条の2（第7項を除く。）、条例（第5条を除く。）、札幌市職員の退職管理に関する規則（第13条を除く。）及びこの要綱（第3条を除く。）の規定に準じて行われるものとする。この場合において、当該特別職は、市長の任命に係る局長職とみなす。

2 前項の場合において、副市長に係る別表中の金額については、同項後段の規定及び指定団体の地位にかかわらず、「9,000千円」とする。

（委任）

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（札幌市職員の再就職に関する取扱要領等の廃止）

2 札幌市職員の再就職に関する取扱要領（平成16年3月31日市長決裁）及び札幌市職員の再就職に関する取扱要領運用方針（平成21年3月24日総務局長決裁）は、廃止する。

（就労期間等の規制に関する経過措置）

3 施行日の前日において、現に指定団体の地位を有し、又は施行日以後の指定団体への再就職が決定していた再就職者（離職時の任命権者が教育委員会であった者であって、当該指定団体から報酬等の支払を受けるものに限る。）については、平成33年3月31日までの間は、第5条第2項の規定は適用しないことができる。この場合において、第9条第1項の規定の適用については、同項中「第5条から第7条まで」とあるのは、「第6条」とする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第6条第2項及び別表については、令和6年4月1日から施行する。

（暫定再任用の職を離職した者に係る経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項に規定する職を離職した者に対する第6条第1項の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務の職又は管理監督職勤務上限年齢による降任等をした後の職を離職した者にあつては、管理監督職勤務上限年齢に到達した日の属する年度の末日における職」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項に規定する職を離職した者にあつては、これらの職以外の職で直近のものを離職した時の当該職又は管理監督職勤務上限年齢に到達した日の属する年度の末日における職のいずれか上位の職制上の段階における職」とする。

（法改正前の再任用の職を離職した者に係る経過措置）

3 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）による改正前の法第28条の4第1項又は第28条の5第1項に規定する職を離職した者に対する第6条第1項の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務の職又は管理監督職勤務上限年齢による降任等をした後の職を離職した者にあつては、管理監督職勤務上限年齢に到達した日の属する年度の末日における職」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）による改正前の法第28条の4第1項又は第28条の5第1項に規定する職を離職した者にあつては、これらの職以外の職で直近のものを離職した時の当該職」とする。

別表

指定団体の地位 離職時の職	社長、副社長、理事長、副理事長その他これらに相当する地位（以下「社長等」という。）	専務取締役、常務取締役、専務理事、常務理事その他これらに相当する地位（以下「専務等」という。）	社長等及び専務等以外の取締役、監査役、理事、監事その他これらに相当する地位又は当該地位よりも下位の地位
局長職	7, 200千円	6, 750千円	6, 300千円
部長職	6, 300千円	6, 200千円	6, 100千円

備考

- 1 この表の金額は、年額である。
- 2 指定団体の地位が非常勤である場合は、この表の金額の2分の1の金額とする。
- 3 2以上の指定団体の地位に就いた再就職者が当該指定団体から支払を受ける報酬等の額の合計金額は、それぞれの地位についてこの表に定める金額のうち最も高額なものを超えてはならないものとする。この場合においては、備考2の規定は、適用しない。
- 4 専務等の地位にある者が当該指定団体の代表権を有する場合は、その者が社長等の地位にあるものとみなして、この表を適用することができる。

様式 1

再就職者不正行為依頼等届出書

年 月 日

総務局長 様

所属長

再就職者から不正な依頼等を受けましたので、下記のとおり届け
出ます。

記

不正な依頼等を した再就職者	氏名	
	勤務先の名称	
	勤務先における地位	
	離職日	年 月 日
	離職時の職	
不正な依頼等を 受けた日時・場所	日時	年 月 日 時 分頃
	場所	
不正な依頼等 の内容		

(不正な依頼等を受けた職員)

職 :

氏名 : ㊟

注 札幌市職員の退職管理に関する要綱第3条第1項ただし書の規
定による届出の場合は、「所属長」の部分有二重線で抹消すること。
備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使
用することができる。

様式 2

情報提供依頼書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

指定団体の名称

代表者名

貴市の管理職経験職員を採用したいので、下記のとおり、貴市の職員に関する情報の提供を依頼します。

なお、当該職員の再就職に関しては、貴市における職員の退職管理に関する法令及び要綱の規定を誠実に遵守します。

記

- 1 希望する職員（管理職経験職員）の要件

- 2 貴市の管理職経験職員を採用する理由

- 3 採用を予定している地位及びその業務内容
 - (1) 地位
 - (2) 業務内容

- 4 その他特記事項

注 別に勤務条件書の提出を求めることがあります。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 3

第 号
年 月 日

総務局長 様

局長

情報提供依頼通知書

別添のとおり指定団体から管理職経験職員に関する情報提供依頼書の提出がありましたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 指定団体の名称
- 2 指定団体からの依頼に応じることの適否及びその理由
適 否
(理由)
- 3 その他特記事項

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 4

就職意向書

年 月 日

総務局長 様

所属・職

氏名 ㊟

私は、本市を退職した後、下記の指定団体へ再就職することを希望いたします。

再就職に当たっては、職員の退職管理に関する法令及び要綱の規定を誠実に遵守いたします。

記

1 指定団体の名称

2 当該指定団体における地位

3 就職年月日

年 月 日

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。